

関西の「食文化」PR映像作成業務 企画提案仕様書

1 業務名称

関西の「食文化」PR映像作成業務

2 委託の目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の国内外への発信強化を図るため、関西各地に存在する「食文化」を、統一的なテーマを切り口に様々な視点から紹介する映像を作成し、関西の「食文化」の魅力を一元的に発信する。

3 業務内容等

関西広域連合を構成する2府6県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成府県市」という。）の各地域の「食文化」を統一的なテーマで収録した映像を制作、活用すること。なお、詳細は次のとおりとする。

(1) 撮影対象

構成府県市の「食文化」にまつわる素材（調理された料理、食材、調理器具、特徴的な調理法・食べ方等）

(2) 映像の作成本数及び長さ

作成にあたってはインターネットでの配信をふまえた構成とし、国外への発信についても考慮すること。

ア 1本あたり15～30分の映像を2本以上作成すること。

イ アで掲げたテーマに沿って、アでの未使用素材も活用して2～5分の映像を複数本作成すること。作成にあたっては、構成府県市の要素が含まれるよう、構成や本数を検討すること。

(3) その他

作成した映像について、インターネット配信及びテレビ放映等の効果的な活用方法を提案すること。

4 納期及び納入場所

別途指定する。

5 留意事項

(1) 映像の作成にあたっては、構成府県市について取り上げること。

- (2) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (3) 業務を遂行する上で必要な資料は、原則受託者において入手すること。
- (4) 取材・撮影等に当たっては、相手方との調整を事前に行うこと。
- (5) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (6) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (7) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (8) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。